

桑名市建築開発関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市条例第22号

桑名市建築開発関係手数料条例の一部を改正する条例

桑名市建築開発関係手数料条例（平成30年桑名市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第1中「

66	建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転に関する認定の申請に対する審査	建築物の移転に係る認定申請手数料	1件につき	27,000円
----	---	------------------	-------	---------

」を「

66	建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき	27,000円
----	--	--	-------	---------

67	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく建築物の形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物の形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき	27,000円
----	--	--	-------	---------

68	建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物の移転を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき	27,000円
----	---	-----------------------------	-------	---------

」に改める。

別表第4中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参 考